

目標設定型排出量取引制度における
事業所全体のエネルギー使用量に占める
電気使用割合が 20%未満である事業所に対する
目標削減率の緩和措置に関するガイドライン

2025（令和 7）年 7 月

（第 4 削減計画期間版）

埼玉県環境部

目 次

1 本ガイドラインの目的	1
2 基本的な考え方	1
3 適用期間	2
4 緩和措置の対象となる事業所の要件	2
5 緩和措置の程度	3
6 緩和措置の対象となる事業所であることを確認する期間	3
7 緩和措置を受けるための手続	4
8 確認書（様式1）の記載方法	5

様式1 事業所全体のエネルギー使用量に占める電気使用割合が 20%未満である事業
所に対する目標削減率の緩和措置に係る確認書

様式2-1～2 目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

凡例

青い文字：東京都環境局の「総量削減義務と排出量取引制度における燃料等
に係る原油換算エネルギー使用量に占める電気使用割合が 20%未
満である事業所に対する削減義務率の緩和措置に関するガイドライ
ン」（令和6年9月（第4計画期間版））と異なる部分

1 本ガイドラインの目的

本県では、令和5年3月に改正した埼玉県地球温暖化対策実行計画（第2期）において、2030年度における埼玉県の温室効果ガス排出量を2013年度比46%削減するという目標を掲げている。

また、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。）に基づく地球温暖化対策計画制度において、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画」の作成・提出等を義務付けている。

さらに、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。

本制度においては、埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針（令和7年埼玉県告示第30号。以下「指針」という。）別表第4に定められた目標削減率について、同表備考1～5に基づき緩和措置を設けている。

本ガイドラインは、事業所全体のエネルギー使用量のうち電気に係るエネルギー使用量の占める割合が20%未満である事業所について、緩和の要件及びその該当の可否を確認するための手順を記載したものである。

2 基本的な考え方

第4削減計画期間では、大規模事業所（以下「事業所」という。）が報告する目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う排出量については、当該事業所が契約する電気事業者等ごとの排出係数（以下「実排出係数」という。）を用いて算定する。事業所全体のエネルギー使用量に占める電気の使用割合が低い事業所については、電気の実排出係数低減による目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量の削減余地が小さく、電気の使用割合が高い事業所と比べて不利となる可能性がある。このため、事業所全体のエネルギー使用量に占める電気の使用割合が「20%未満」である事業所については、指針別表第4備考3に基づき、本制度の第4削減計画期間に適用される目標削減率を減ずるもの（以下「緩和措置」という。）とする。

指針 別表第4（令和7年4月1日施行）

備考

3 大規模事業所のうち、知事が別に定めるところにより、事業所全体のエネルギー

使用量のうち電気に係るエネルギー使用量の占める割合が知事が別に定める基準を満たし、かつ当該事業所の設備の電化を進めることが困難である相当な理由があると認めたもの（備考 1 及び 2 に該当する事業所を除く。）の目標削減率は、この表の区分に応じ、割合 1 の欄、割合 2 の欄、割合 3 の欄及び割合 4 の欄に掲げる値から 100 分の 3 を減じた値とする。

3 適用期間

本ガイドラインは第 4 削減計画期間（令和 7（2025）年度から令和 11（2029）年度まで）において、適用される。

4 緩和措置の対象となる事業所の要件

緩和措置の対象となる事業所は、以下の 3 つの要件を満たす事業所とする。

- ① 本ガイドラインの「6 緩和措置の対象となる事業所であることを確認する期間」で定める基準となる期間において、事業所全体のエネルギー使用量のうち他人から供給された電気に係るエネルギー使用量の占める割合の平均値が 20%未満である。
- ② 第 3 削減計画期間終了時に大規模事業所に該当していた事業所であり、第 3 削減計画期間の期間を通じた削減率（削減期間の始期が令和 3 年度以降の事業所の場合は削減期間を通じた削減率とする。）が第 4 削減計画期間の目標削減率（指針第 4 第 3 備考 2 の規定により、期間中に目標削減率が変わる場合は平均値とする。）未満である。「第 3 削減計画期間の期間を通じた削減率」の算定方法は、次のとおりである。

第 3 削減計画期間の期間を通じた削減率

$$= \frac{\text{第 3 削減計画期間の削減量*の合計}}{\text{第 3 削減計画期間の基準排出量の合計}}$$

$$* \text{削減量} = \text{基準排出量} - \text{目標設定ガス（エネルギー起源 CO}_2\text{）排出量の実績}$$

- ③ 事業所の設備の電化を進めることが困難である相当な理由があると認められる。

なお、事業所の目標削減率の程度については、緩和措置を受ける要件としない。第 4 削減計画期間中の目標削減率が 50%又は 48%の事業所に限らず、38%又は 36%、31%又は 29%、24%又は 22%の事業所も緩和措置を受けることができる。

また、指針別表第 4 の備考 1 又は 2 の規定に基づき、中小企業等が設置する事業所の目標削減率の緩和措置が適用される事業所又は医療施設に対する目標削減率の緩和措置が適用される事業所は、本ガイドラインによる緩和措置の対象にならない。

5 緩和措置の程度

緩和措置の対象となる事業所に対して、本制度の目標削減率から減ずる程度は「3%」とする。

表1 目標削減率から減ずる程度

	電気使用割合 20%未満の緩和措置 適用前	電気使用割合 20%未満の緩和措置 適用後
区分Ⅰ－Ⅰの事業所	50% (38%、31%、24%)	47% (35%、28%、21%)
区分Ⅰ－Ⅱ又は区分Ⅱの事業所	48% (36%、29%、22%)	45% (33%、26%、19%)

※ 緩和措置の対象となる事業所が優良大規模事業所（第4削減計画期間中の目標削減率を減少する事業所に限る。）に該当する場合は、適用後の目標削減率に対して、優良特定地球温暖化対策事業所の緩和率（3/5又は4/5）を乗じて当該事業所の目標削減率を算定する。

6 緩和措置の対象となる事業所であることを確認する期間

本制度において緩和措置の対象となる事業所であるか（事業所全体のエネルギー使用量のうち電気に係るエネルギー使用量の占める割合が20%未満）の確認は、エネルギー起源CO₂排出量算定資料（以下「算定資料」という。）により確認する。

確認する期間等については、令和4（2022）年度から令和6（2024）年度の3か年度（ただし、基準排出量を連続する3か年度分の年間排出量の平均値により算定した場合であって、排出量が標準的でない年度と判断される年度が存在する場合にあっては、その年度を除く。）の事業所全体のエネルギー使用量のうち他人から供給された電気に係るエネルギー使用量の占める割合の平均値が20%未満であることとする。

なお、上記の算定期間で本制度の緩和対象となる事業所の要件を満たさない場合、第4削減計画期間中の各年度において、事業所全体の規模判定エネルギー使用量*のうち電気に係る規模判定エネルギー使用量の占める割合が20%未満になったとしても、本ガイドラインの緩和措置を受けることはできない。

*規模判定エネルギー使用量とは、燃料（非化石燃料を除く）と他人から供給された熱及び電気の使用量を原油換算したエネルギー使用量のことであり、第3計画期間までに原油換算エネルギーとして算定されていたエネルギー使用量と同じものである。

7 緩和措置を受けるための手続

(1) 提出書類

緩和措置を受ける事業所の設置者は、次のア及びイを提出すること。

なお、第3削減計画期間に係る削減期間全ての目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量の検証を受検した上で提出すること。また、イの添付書類は既存の資料のコピー等の添付でも可とする。

ア 事業所全体のエネルギー使用量に占める電気使用割合が20%未満である事業所に対する目標削減率の緩和措置に係る確認書（様式1。以下「確認書」という。）

イ 添付書類

設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要を補足する次の資料を添付すること。

- (ア) 設備の電化が困難であることがわかる資料（設備機器台帳、設備フロー図、設備の利用状況が確認できる資料等）
- (イ) 設備更新計画等の内容がわかる資料（電化率の向上に向けた計画がある場合はその内容を含む）

(2) 提出時期

令和8（2026）年3月末までに確認書等を提出する。

(3) 埼玉県からの通知

埼玉県は、提出された確認書により緩和措置の要件を満たすか確認し、当該事業所へ確認結果を通知する（様式2-1）。

（緩和措置の要件を満たさなくなった場合）

緩和措置の適用を受けた以降に、目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量について、提出した確認書の内容に変更が生じ、埼玉県が緩和措置の要件を満たしていないことをと認めた場合、当該事業者に対して、その旨を通知する（様式2-2）。

表 2 手続の流れ

年度等	第 3 削減計画期間	第 4 削減計画期間	
	令和 6（2024）年度	令和 7（2025）年度	令和 8（2026）年度～ 令和 11（2029）年度
提出 時期	令和 4～6 年度の電気使 用割合により緩和措置の 対象となる事業所に該当	3 月末までに 確認書を提出 →県通知	以降、確認書の提出は不要

8 確認書（様式 1）の記載方法

確認書は、次のとおり記載する。

- ・ 「事業所番号」及び「大規模事業所の名称」欄

事業所番号及び大規模事業所の名称は、地球温暖化対策計画・実施状況報告書（以下「温対計画書」という。）及び算定資料と同様に記載する。

- ・ 「1 緩和措置の要件確認」

「（1）事業所全体のエネルギー使用量に占める電気使用割合」各欄

令和 4（2022）年度から令和 6（2024）年度の算定資料の「7 燃料等使用量及びエネルギー起源CO₂排出量（自動計算）」を基に作成する。また、基準排出量を連続する 3 か年度分の年間排出量の平均値により算定した場合であって、排出量が標準的でないとし事が認める年度が存在する場合は、その年度を選択する。

事業所全体のエネルギー使用量に占める電気使用の割合が「20%未満」であることを確認すること。

「（2）第 3 削減計画期間の期間を通じた削減率が第 4 削減計画期間の目標削減率未満」各欄

温対計画書及び算定資料を基に作成する。

第 3 削減計画期間の期間を通じた削減率が第 4 削減計画期間の目標削減率未満であることを確認すること。

- ・ 「2 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要」

設備の電化が困難な理由及び今後の設備更新計画等の概要について記載する。設備更新計画については、第 4 削減計画期間終了後の計画を含んでいても問題ない。

- ・ 「３ 添付する書類」欄

設備の電化が困難な理由及び今後の設備更新計画等の概要を補足する添付書類の名称等を記載する。

様式 1

事業所全体のエネルギー使用量に占める電気使用割合が
20%未満である事業所に対する目標削減率の緩和措置に係る確認書

(宛先)
埼玉県知事

年 月 日

提出者 住所
名称
代表者職・氏名

〔個人事業者にあつては、住所及び氏名〕

下記の事業所について、第4削減計画期間の目標削減率の緩和措置を受けたいので、「緩和対象となる事業所について」を添付して申し出ます。

事業所番号			
大規模事業所の名称			
連絡先	所属事業者名		
	郵便番号		
	所在地		
	所属部署		
	担当者職名		
	担当者名		
	電話番号		
	FAX 番号		
	E-mail アドレス		
※受付年月日	年 月 日	※整理番号	
※備考			

- 注 1 複数の大規模事業所を設置している場合は、事業所ごとに作成すること。
2 ※印の欄には、記載しないこと。

日本産業規格A列4番

(別添1)

事業所番号

緩和対象となる事業所について

1 緩和措置の要件確認

(1) 事業所全体のエネルギー使用量に占める電気使用割合

要件確認の年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
排出量が標準的でない年度			
事業所全体のエネルギー使用量	kL	kL	kL
他人から供給された電気に係るエネルギー使用量	kL	kL	kL
事業所全体のエネルギー使用量に占める電気使用割合	%	%	%

(2) 第3削減計画期間の期間を通じた削減率が第4削減計画期間の目標削減率未満

第3削減計画期間	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基準排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
目標設定ガス排出量	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂	t-CO ₂
第3削減計画期間の期間を通じた削減率	%				
第4削減計画期間	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第4削減計画期間の目標削減率	%	%	%	%	%

2 設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の概要

設備の電化が困難な理由	
設備更新計画等の概要	

3 添付する書類

	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり
	△別紙 () のとおり

(日本産業規格A列4番)

様式 2 - 1

温 対 第 号
年 月 日

埼玉県環境部温暖化対策課長

(公 印 省 略)

目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

年 月 日付けで提出された事業所全体のエネルギー使用量に占める電気使用割合が20%未満である事業所に対する目標削減率の緩和措置に係る確認書を審査した結果、緩和適用の可否について、下記のとおりとなりましたので通知します。

事 業 所 番 号	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	
緩 和 適 用 の 可 否	

日本産業規格 A 列 4 番

様式 2 - 2

温 対 第 号
年 月 日

埼玉県環境部温暖化対策課長

(公 印 省 略)

目標設定型排出量取引制度に係る目標削減率の緩和について

年 月 日付けで提出された事業所全体のエネルギー使用量に占める電気使用割合が20%未満である事業所に対する目標削減率の緩和措置に係る確認書を審査した結果、要件を満たしていないことが判明したため、下記事業所の第4削減計画期間の目標削減率の緩和措置を取り消しましたので、通知します。

事 業 所 番 号	
事 業 所 の 名 称	
事 業 所 の 所 在 地	

日本産業規格 A 列 4 番